

事業所母集団データベース研究会 平成25年度報告書骨子（案）

はじめに

統計法の改正により、事業所母集団データベースの整備が法律上新たに規定され、また「公的統計の整備に関する基本的な計画」においても、事業所母集団データベースの整備における各種統計調査結果や行政記録情報の活用等が盛り込まれた。これらの経緯を踏まえ、事業所母集団データベースの整備に向けた検討が行われ、「事業所母集団データベースの整備方針」（平成23年3月25日総務大臣決定）が決定されるとともに、「事業所母集団データベース運用管理規程」（平成24年12月21日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）が策定された。そして総務省では平成25年1月から、事業所母集団データベースの運用を開始し、平成25年6月から、経済センサスの結果及び行政記録情報により作成した最新の母集団情報である年次フレームの提供を開始したところである。

統計委員会における平成24年度統計法施行状況報告の審議結果においては、事業所母集団データベースの整備について、おおむね現行基本計画に沿った取組が進められていると評価されたところであるが、今後は、更なる取組の充実発展を図るべきとされており、また、先般統計委員会において答申された次期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」においても、事業所母集団データベースに関しては、年次フレームの作成及び提供の取組を引き続き強化・継続するとともに、今後の母集団情報の整備について、新たな行政記録情報の活用や、企業及び事業所に対する照会業務の拡充等に重点を置いた取組を推進することとされている。

本年度の事業所母集団データベース研究会では、このような状況を踏まえ、イギリス、フランス、アメリカ等におけるビジネスレジスターの最新の取組事例などを参考にしつつ、プロファイリング（企業組織構造の把握）の対象企業及び必要な整備方法について検討するとともに、各種統計調査の結果等を有効活用して作成することとされている平成25年次フレームについても、事業所・企業の値の更新方法などを検討した。

本報告書は、その検討結果を取りまとめたものである。

第1 これまでの検討状況

○ 平成21年度における検討状況

諸外国のビジネスレジスターの整備・活用状況を把握するため、アメリカ及び欧州の主要国に対する実地調査や、OECD加盟国等に対する郵送調査を行った。その結果、多くの国々で、経済センサス等の調査結果のほか、行政記録を主な情報源とするビジネスレジスターが構築されていること、事業所・企業の情報に加えて企業グループの情報も記録されおり、それらを更新するため、事業所・企業の異動、新設、廃業等の確認作業（プロファイリング）が広く行われていること、ビジネスレジスター統計が作成されていることなどが判明した。

○ 平成22年度における検討状況

前年度における諸外国のビジネスレジスターの整備状況の調査結果を踏まえ、我が国におけるビジネスレジスターの在り方について検討を行った。また、ビジネスレジスターに

記録する統計調査結果や行政記録情報についても検討を行い、主要な統計調査結果、労働保険情報、商業・法人登記簿情報、E D I N E T情報等の活用の必要性について整理した。さらに、研究会における検討結果及び統計委員会からの意見等を踏まえ、平成23年3月に事業所母集団データベースの整備方針が決定された（総務大臣決定）。

○ 平成23年度の検討状況

前年度に決定された事業所母集団データベースの整備方針に基づき、平成25年1月の運用開始に向けてシステムの開発を進めるとともに、運用管理規程の案について、各府省と合意した。また、平成24年度から予定している労働保険情報に基づく照会業務の本格的な実施に先立ち、試験的な照会を実施するとともに、各種統計調査結果及び行政記録情報の活用に係る検討を行った。

○ 平成24年度の検討状況

労働保険情報、商業・法人登記簿情報に基づく記録スキームを構築するとともに、労働保険情報に基づく「事業所・企業照会」業務、及びE D I N E T情報の記録を開始した。また、事業所母集団データベースの運用試験を実施し、その結果を踏まえたシステムを構築するとともに、運用管理規程を決定し、平成25年1月からシステムの運用を開始した。さらに、事業所母集団データベースから提供する母集団情報である年次フレームの作成方法について検討するとともに、年次フレームを活用したビジネスレジスター統計についても検討を行った。

第2 今年度の検討経緯

1 第1回研究会（平成25年11月8日開催）

- (1) 事業所母集団データベース研究会について
- (2) 事業所母集団データベースの整備に関する検討について
- (3) 平成25年次フレーム等に関する検討について
- (4) その他

2 第2回研究会（平成26年2月26日開催）

- (1) 事業所母集団データベースの整備に関する検討について
- (2) 平成25年次フレーム等に関する検討について
- (3) 本年度の検討状況（研究会報告書骨子（案））について
- (4) その他

第3 今年度の検討事項

1 今年度の検討課題

平成25年度においては、平成24年度事業所母集団データベース研究会における検討結果や、統計委員会における平成24年度統計法施行状況に関する審議等において、以下の課題について検討を進めることとされている。

- 企業組織構造の変化を正確に把握することは、母集団情報の精度を維持するために不可欠であり、企業内の事業再構築や一部機能の分社化、さらには合併・分割を行った企業等に対する組織構造の変化を経常的に確認する方法が必要である。このため、確認対象企業及び必要な整備方法について検討する必要がある。
- 当面記録する統計調査結果を有効活用して、25年以降の年次フレームを作成することとしているが、当該統計調査結果で、母集団全体のどの程度の事業所・企業の値を更新することが可能なのか、調査間でデータの整合性があるかなどについて、検証する必要がある。

以上を踏まえ、諸外国における取組事例も参考にしつつ、プロファイリング（企業組織構造の把握）、平成25年次フレームの作成方法等について、今後の取組の方向性等に関する検討を行った。

2 プロファイリング（企業組織構造の把握）に関する取組の方向性（P）

(1) プロファイリング（企業組織構造の把握）の対象企業について

① 基本的な考え方

一定規模以上の企業や複雑な構造を持つ企業を対象とする。

② 対象企業の設定

○ 各種指標が一定規模以上の企業

- ・ 支所数の規模が一定以上の企業については、支所数が変化する可能性が高くなる傾向にあること、及び母集団において事業所数、従業者数、売上高等がある程度の割合を占めていることから、対象とする。
- ・ 支所数の規模は一定以上でないが、従業者数、資本金、総売上高等が一定規模以上の企業についても、各種統計調査における利用上影響が大きいことから、対象とする。

○ 複雑な構造を持つ企業

- ・ 大規模な企業グループに属しているもの
- ・ EDINETに掲載されている企業のうち主要なもの
- ・ 合併・分割など、組織改編を頻繁に行うことが想定されるもの（過去の経緯や業界の状況等から想定されるもの。）
- ・ 産業転換の可能性があるもの（複数の産業にまたがる事業を行なっているもの等。）
- ・ 支所の開廃が頻繁に行なわれているもの（広域的にチェーン展開している飲食サービス店、コンビニエンスストア等。）
- ・ その他、企業構造や事業形態などに特徴があるもの

(2) プロファイリング（企業組織構造の把握）において把握すべき事項について

① 基本的な考え方

企業の組織構造（本所・支所の関係、企業の親子関係等）や基本的な情報（名称、

所在地、産業、従業者数、売上高等) などの変化を正確に把握する必要があること、及び複雑な構造を持つ企業の合併・分割やグループ企業を含む再編の状況を的確に把握する必要があることを踏まえ、把握すべき事項を設定する。

また、それらの事項を踏まえ、プロファイリングを実施するに当たり必要となる、標準化したテンプレート（定型様式）についても検討する。

② 把握すべき事項

○ 企業の変更に関する事項

- ・ 合併・分割後の名称・所在地、従業者数、事業内容、資本金、総売上高、各種コード（会社法人等番号、労働保険番号、EDINETコード等）
- ・ 新設（分割等）、廃業（吸収等）した企業の名称・所在地
- ・ 連絡先に関する情報
- ・ 企業の親子関係、企業グループ内の企業及び事業の再編の状況

○ 傘下事業所の変更に関する事項

- ・ 事業所の新設、廃業、変更
- ・ 新設及び変更後の事業所の名称・所在地、従業者数、事業内容、総売上高

(3) 確認の頻度と方法について

① 基本的な考え方

対象企業の属性別に、定期的な確認を実施する企業とそれ以外の企業を区分して、確認の方法を検討する。

② 確認の頻度

対象企業のうち、主要な企業の合併・分割や支所の多い企業の支所開廃については、定期的な確認が必要であることから、企業ごとに一定の時期を定めて確認を実施する。

③ 確認の方法

定期的に確認した結果、また、合併・分割等の企業の変更に関する情報が得られた場合には、あらかじめ事前に可能な限り変化の情報を収集した上で照会を行なう。

確認及び照会の結果得られた情報については、以下のとおり分析・審査等を行った上で、事業所母集団データベースにフィードバックする。

【業務の流れ】

i) 変化の全体像の把握

合併・分割による企業組織の変更状況、支所の変更状況を把握し、変化の全体像を整理

ii) 得られた情報の整合性の確認

各種統計調査の結果数値との整合性や、日本標準産業分類における事業所の定義等との整合性を確認。

iii) 新たに把握した事業所・企業の産業分類の格付

iv) 母集団情報との照合、事業所母集団データベースへの追加、変更、削除等を行うデータの特定

(4) 業務の内容及び体制について

①基本的な考え方

諸外国の事例や報告者及び実施者双方の負担等も勘案して、効果的かつ効率的に業務を実施する体制を整備する。

②業務の内容

○ 既存の情報に基づく情報収集

行政記録情報、各種統計調査、民間データ、その他の公開情報（インターネット上の情報、新聞記事、経済誌等）を用いて、可能な限り、対象企業に関する情報を収集する。

○ 対象企業への照会

対象企業に対し、事前に収集した情報の確認及び事前に収集できなかった情報の収集を行う。照会は、電話、訪問、メール、郵送などを組み合わせ、対象企業との間で最適な方法で行う。

○ 収集した情報の分析及び審査

収集した情報を事業所母集団データベースへの確にフィードバックするための、各種分析・審査を行う。

③業務を行うに当り必要となる専門的な知識

EuroStatの「ビジネスレジスター勧告マニュアル2010」におけるプロファイリングの内容を踏まえると、業務の遂行に当たっては、以下に掲げるような専門的な知識が必要になると考えられる。

- ・事業所・企業を対象とした各種統計調査に関する知識
- ・日本標準産業分類に関する知識
- ・行政記録情報に関する知識
- ・会社法等の法令に関する知識
- ・企業会計制度に関する知識

④業務の体制

- ・業務の体制及び規模については、対象企業数や処理量等を勘案。
- ・業務分担は、企業別分担とし、職員の経験、知識、適性を考慮し効果的に配分（イギリスにおける、複雑な企業を担当する「シニアプロファイラー」と、それ以外を担当する「ジュニアプロファイラー」などの例も参考）。
- ・専門的知識を有する職員を配置。そのため、専門的知識を有する人材の育成を図るための研修体制を整備。
- ・業務を効率的に実施するため、適時に情報更新が可能な、利便性と処理能力の高いシステムの導入。

3 平成25年次フレーム等に関する取組の方向性（P）

(1) 基本的な考え方

平成26年経済センサス - 基礎調査の準備事務である「企業構造の事前把握」（複数事業所企業の調査事業所が対象）の実施日（平成25年9月1日）を基準日とし、経済センサスの調査票情報に加え、「企業構造の事前把握」の確認結果を基礎として、各種行政記録情報及び統計調査結果を用いて整備することとした。

(2) 整備方針

① 事業所（レコード）について

平成24年経済センサス - 活動調査の調査票情報及び「企業構造の事前把握」の確認結果を基礎に、各種行政記録情報に基づく照会結果等に加え、主要な統計調査のうち「特定産業の悉皆調査」及び「大規模企業等を対象とした統計調査」であり、以下の全ての条件に該当する統計調査を用いて整備することとした。

- ・調査日が平成24年2月2日以降の統計調査
- ・平成25年次フレーム作成開始日までに調査結果名簿及び個票が登録される統計調査

② 年次情報について

年次情報の更新に当たっては、平成24年経済センサス - 活動調査の調査票情報と比較し、最新、かつ、最適な値により更新することとした。

○「最新」の基準

調査日が平成25年次フレーム基準時点（平成25年9月1日）に近い情報。

○「最適」の基準

経済センサスと年次フレームとの連続性を確保するため、平成24年経済センサス - 活動調査の調査票情報と産業分類、経営組織、本支の別などの基本的な項目が同一のデータに対して、計数項目を更新。

【更新する計数項目】

常用雇用者数、従業者数、事業従事者数、資本金、売上高、総費用

ただし、更新に当たっては、平24年経済センサス - 活動調査の調査票情報との差が一定範囲内（※）に収まる場合にのみ更新。

※一定範囲内については、イギリスにおいては変化率が10%を超えた場合にプロファイリングすることから、原則としてこの範囲内に収まった場合とする。

第4 ビジネスレジスターの国際動向

1 イギリスのビジネスレジスター

- ・全ての複雑な企業は4年に1回プロファイリングされるものと規定されている。複雑の定義については、ビジネスレジスター勧告マニュアル等には規定されていないため、各国で定義できる形になっている。
- ・プロファイリングとは、企業への照会等により、どの法的・行政的単位が、どの企業、

企業集団、企業集団の部分集合に含まれるのかを確認することである。

- ・ビジネスプロファイリングチームが対象とする企業についての規準が設けられている。プロファイリングの対象となる企業の確認は、毎日行われている。
- ・ビジネスプロファイリングチームが疑義を持った企業が最優先でプロファイリングされる。次に統計調査や産業分類格付部門からの疑義のあった企業、過去4年間にプロファイリングされなかった企業、行政記録から得られた従業者数と統計調査から得られた従業者数が10%以上乖離した企業が優先的にプロファイリングされる。
- ・イギリスでは、ビジネスレジスターの整備に行政記録情報（付加価値税情報、源泉徴収情報及び会社登記情報）及び民間情報（ダンアンドブラッドストリート社）を活用し、複数の情報源を相互に確認した上で利用している。
- ・プロファイリングには、標準化されたテンプレートが用いられる。テンプレートには行政記録、統計調査の回答（月次、四半期、年次調査）、事業所の売上高や従業者数などの記載情報がある。またテンプレートと併せて、プロファイリング報告書が用いられる。
- ・プロファイリングをすると、月次調査の回収率が上昇する傾向がある。
- ・プロファイリングの品質管理のために、各プロファイラーがプロファイリングしたものから2パーセントを抽出して、確認が行われる。

2 フランスのビジネスレジスター

(1) 行政共用レジスターSIRENE

- ・1973年の政令により、法的単位及び事業所に関する行政用レジスター（SIRENE）の内容が定義された。
- ・SIRENEに登記がなされるとINSEE（国立統計経済研究所）において共通識別番号、主要な産業活動のコードを付与し、すべての行政機関、申告した企業に送っている。
- ・フランスのどの行政機関もSIRENEの識別番号を用いているので、統計部局が行政記録を用いることが容易となっている。
- ・ただし、SIRENEで定義される単位では、経済統計を作成するには限界があり、法的単位ではなく経済活動の単位としての「enterprise」の把握が必要となってくる。また、本人の同意なしに記録の削除ができない（裁判所からの通知により削除する。）。

(2) 統計用ビジネスレジスターSIRUS

- ・“enterprise”は部分的な企業集団で、経済的な概念である。“enterprise”を構築するために、プロファイリングという考え方が生まれた。
- ・大規模企業集団に対するプロファイリングは、企業と直接コンタクトを取る形で行われ、企業内取引によるダブルカウントを避けるように行われている。中小規模の企業集団に対しては機械的に行う。
- ・統計用レジスターであるSIRUSは、SIRENEから構築されており、両者は密接な関係がある。
- ・全ての把握単位（法的単位、事業所、企業集団、“enterprise”）がSIRUSの中に収録されている（主要な単位は“enterprise”である。）。

- ・ 標本調査のフレームはS I R E N Eであったが、現在はS I R U Sに移行している。
- ・ 報告者負担を把握するため、調査履歴をカウントしているが、単に回数だけでなく、調査票の長さや記入困難さを加味したウェイトを付与し、それらを累積した報告者負担を把握している。

3 アメリカのビジネスレジスター

- ・ ビジネスレジスターの記録単位には、統計的単位（事業所、企業など）と行政的単位（雇用主識別番号、社会保障番号）がある。統計的単位はセンサス局で作成され、行政的単位は内国歳入庁で作成される。
- ・ 記録する企業の組織構造として、(1) 雇用主企業（単独事業所企業（Single-Unit）、複数事業所企業（Multi-Unit））と、(2) 非雇用主企業がある。単独事業所企業雇用主について、企業、事業所、雇用主識別番号は基本的に1つであるが、複雑な複数事業所企業は、多数の事業所、多重の雇用主識別番号を持つ場合がある。
- ・ 企業組織調査（Company Organization Survey: COS）は、ビジネスレジスターの内容を更新するための年次調査である。企業組織調査の主な調査対象は、約42,000社の複数事業所企業、複数事業所企業傘下の事業所約140万か所である。毎年12月に回収を行い、1月から8月まで処理作業を行う。本社には支社分の調査票を合わせて送るが、企業の実情に合わせて、送付・回収単位を事業部等に分ける場合がある。
- ・ ビジネスレジスターの更新のための主な情報源は、上記の企業組織調査のほか、行政記録や、年次工業調査（Annual Survey of Manufacturing: ASM）、経済センサスなどの統計調査データである。
- ・ ビジネスレジスターの更新に当たり、ビジネスレジスターアナリスト（公務員）と呼ばれる担当者が、注意が必要なケースについて、確認を行っている。
- ・ ビジネスレジスター維持・管理のために、統計調査からのフィードバックを毎年実施しており、産業分類（NAICSコード）、給与支払額、雇用所数、出荷、販売、収益、収入等を更新する。

第5 今後の検討課題（P）

本年度の研究会における検討事項、平成24年度の研究会において示された各種課題、及び次期基本計画の答申に掲げられている検討事項を総合的に検討し、引き続き、以下の取組を進める必要がある。

1 平成24年度の研究会で示され、本年度検討を行い、今後引き続き検討を行う事項

(1) プロファイリング（企業組織構造の把握）

プロファイリング（企業組織構造の把握）について、以下の取組を進める必要がある。

- ・ 企業の適切な規模指標に基づく、プロファイリング対象の企業・事業所の範囲の設定。
- ・ 試行的なプロファイリングにより課題を洗い出した上での具体的な業務内容の設定及び実施に当たってのマニュアル等の整備。
- ・ プロファイリングに必要な専門的な知識を持つ職員の育成も含めた実施体制の整備。
- ・ 事業所母集団データベースの整備の観点から、大規模・複雑な企業組織構造の把握の

ほかにプロファイリングを行なうべき事項の検討（現在実施している行政記録情報に基づく照会業務の拡充の可能性等）。

- ・アメリカの企業組織構造調査の取組等も参考にしつつ、企業グループ内の企業・事業所の把握や、企業の合併・分割等の際の事業所の異動状況の把握等の可能性についての検討。また、これらの把握を正確かつ効率的に行うために必要な標準化されたテンプレートについての検討。

(2) 年次フレーム

主要な統計調査による年次情報の値の更新に当たり、事業所母集団データベースの基盤となる経済センサスの値と比較して、産業分類などの基本的な項目で差異がある場合、及び従業者数などの計数項目で大幅な差異がある場合について、その要因を検証し、主要な統計調査の更なる利活用を進め、年次フレームの精度維持・向上に努める必要がある。

2 次期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する検討事項

先般、統計委員会において答申された次期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」における事業所母集団データベースの整備等に関する事項について、今後具体的な内容を検討し、取組を進めていく必要がある。

3 そのほか、引き続き検討を行う事項

平成24年度の研究会で示された以下の課題について、今後引き続き、検討を行う必要がある。

- ・新たな行政記録情報の活用についての検討
- ・企業コンタクト情報の有効活用についての検討
- ・統計調査結果の有効活用についての検討
- ・事業所母集団データベースを用いた統計（ビジネスパターン・ビジネスデモグラフィ）の作成方法等の検討
- ・各府省における年次フレームの利活用の推進
- ・層化項目としての利用可能性等も含む地理情報（緯度・経度情報）の活用方法の検討